

# 川口の教育



【 根岸小学校 2年生 生活科 さつまいもの収穫 】

第665号

## 【目次】

- 指導の手引き 「いじめの理解と対応について」  
川口市教育局学校教育部指導課 指導主事 山内 智皓 . . . . . (2)
- 私の教育実践 「自分ごと」として捉える国際理解教育  
川口市立飯仲小学校 教諭 大野 健一 . . . . . (3)
- 令和6年度 第76回 川口市中学校英語弁論暗唱大会について . . . . . (4)
- 令和6年度 第52回 川口市児童・生徒・教職員発明創意工夫展について . . . . . (5)
- 教職員事故防止強化運動について . . . . . (6)

10 月号  
—令和6年—

編集・発行 川口市教育委員会

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。(いじめ防止対策推進法第1条より)

また、令和4年12月に「生徒指導提要」、そして令和6年8月に「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が改訂されたことも踏まえ、改めていじめについての理解と対応についてのポイントを紹介する。

1 「いじめ」の理解

いじめに対して組織的に対応するために、全教職員が共通の認識を持つことが第一歩である。

(1) いじめに関する認識

- ・「どの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ものである。
- ・心理的又は物理的な行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていればいじめである。

(2) 法に則った対応

【いじめの定義】(いじめ防止対策推進法第2条)

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ重大事態の捉え】(同法28条)

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(相当の期間：30日を目安)

○児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と独自に判断することなく、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

○事実が確定した段階ではなく、疑いが生じた段階で、重大事態として対応しなければならない。

○速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(3) いじめの4層構造

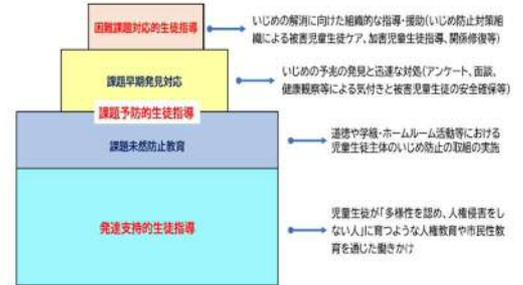


※いじめの持続や拡大には、被害者と加害者以外の「観衆」や「傍観者」が大きく影響している。

2 未然防止と早期発見・早期対応について

(1) いじめ対応の重層的支援構造

日常的に行う発達支持的生徒指導、課題未然防止教育を充実させ、いじめを生まない環境をつくることや児童生徒一人一人にいじめをしない態度・能力を身に付けさせることが重要である。



(2) 未然防止の取組の充実

未然防止として日々の教育活動において、次の4つの視点を意識し、子どもたちが安心して通える学校づくりを目指していく。

- ①自己有用感の感受
  - ②共感的人間関係の育成
  - ③自己決定の場を与える
  - ④安全・安心な風土の醸成
- わかる授業の展開  
居場所づくり  
絆づくり

(3) 早期発見・早期対応

- ①児童生徒のささいな変化に気付くこと(表情・声・態度・服装・行動・友人関係・持ち物など)
- ②気付いた情報を確実に共有すること
  - 各校で作成している「いじめの防止等のための基本的な方針」に記載の組織において情報共有と対応の検討をする。
  - 5W1H(いつ、どこで、誰が・誰と、何を、なぜ、どのように)を確実に記録し、職員がいつでも共有できるようにする。
- ③速やかに対応すること
  - 組織で検討した対応(指導)方針に基づき、聴き取り、指導、保護者への連絡、見届け等を行う。

おわりに

いじめの対応については、法に則った対応と組織的対応が重要となる。「見逃しゼロ」、「見過ごしゼロ」を目指した積極的認知に加え、未然防止の視点で取組の充実を図っていただきたい。

また、子どもたち自身がいじめに対する理解を深めることや、悩みや小さなSOSを発信できるようにすることも必要である。全教職員が共通認識のもと子どもたちの指導にあたり、学校が安全・安心な場となるよう努めていただきたい。

さらに、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の改訂により、重大事態への学校や関係者の対応がより明確化されている。各学校においては、円滑かつ適切に調査を実施し、いじめ対象児童生徒や保護者等に寄り添った対応を進めていただきたい。

参考資料

- 生徒指導提要(令和4年12月 文部科学省)
- I's 2019(埼玉県教育委員会) 生徒指導リーフ(国立教育政策研究所)
- いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(令和6年8月改訂版)



【生徒指導提要】



【ガイドライン】

## 「自分ごと」として捉える国際理解教育

川口市立飯仲小学校 教諭 大野 健一



### 1 はじめに

“Countdown to extinction”（破滅へのカウントダウン）。愛聴するバンドが1992年に発表したアルバムのタイトルである。それから30数年。地球上から戦争や気候変動は無くなるどころか深刻さを増し、人類の未来すらも危ぶまれている。地球規模の問題の多くは、日本だけでは解決し得るものではない。国と国とが手を携えなければ到底太刀打ちできるものではない。他国と手を携えるには、まず相手を知らなければならない。しかし、人間は誰しも知らない相手に対しては警戒心を抱く。国際理解教育の第一歩は相手に歩み寄り、知ることである。

### 2 外部の活用

#### (1) 大使館との連携



アンゴラという国をご存じだろうか。多くの日本人の反応は、アンゴラ？どこにある国？となる。当然、子供たちにとって、謎多き未知の国である。そこで、アンゴラ及びアフリカの理解を深めることを目的に、アンゴラ大使館の方々を招いて国際交流授業を行った（2024年6月）。児童は、自分たちの生活とアフリカとのつながりを知り、自らも国際社会の一員であるという意識を高めることができた。

アンゴラ及びアフリカの理解を深めることを目的に、アンゴラ大使館の方々を招いて国際交流授業を行った（2024年6月）。児童は、自分たちの生活とアフリカとのつながりを知り、自らも国際社会の一員であるという意識を高めることができた。

#### (2) 市との連携



本校には、外国にルーツを持つ児童が多く在籍している。最も多くの割合を占めるのが中国である。しかし、一番身近な外国である中国のことを子供たちは

あまり知らない。そのため、市の協働推進課多文化共生係の国際交流員を招き、中国の言葉や文化についての学習を行った。授業前は、中国に対して良い感情を抱いていなかった児童もいたが、「中国のことをもっと知りたい」と前向きになった。

### 3 海外との交流体験



昨年（2023年）から、オーストラリアの公立小学校と、手紙のやり取りやオンラインを使ったライブ授業などを行っている。5・6年生の

全ての児童が手紙やオンライン会議システムを通じて相手校と交流する取組である。準備や相手校との打ち合わせは大変だが、手紙が届いた時の喜びや、授業で学んだ表現を使って、何とか自分の気持ちを伝えようとする小学生の姿は感動的である。

### 4 ALTの活用

ALTは、その場にいることこそが、国際理解につながる貴重な存在である。彼らは、外国語の授業サポートを主な業務としているが、児童生徒の国際理解感覚を養うのに活用できる。例えば、本校のALTはカメルーン出身である。カメルーンには、季節が2つしかない（乾季と雨季）。名前と名字に加えて部族名を名乗る。登校前の水くみが小学生にとって大切な仕事の1つであるなど、驚きの異文化経験を日々子供たちに提供してくれる。

### 5 おわりに

国際理解教育を通じて「異なる国・地域を知る」経験をすると、その国・地域はもはや地図上にあるただの名称ではなくなる。そこに住む人の顔が見えるからだ。そうすると、例えばその国で災害や戦争が起きたら、想いを馳せることができるし、そこで暮らす人々のことを「自分ごと」として捉えることができるだろう。国際理解教育の究極的な目的は世界平和である。そう信じて、これからも世界を身近に感じられるような実践をしていきたい。

# 令和6年度 第76回 川口市中学校英語弁論暗唱大会

令和6年9月11日（水）SKIPシティ 映像ホール

今年度は、弁論の部20名、暗唱の部23名、合計43名が出場しました。生徒たちは、会場の参会者に向かって、自分の考えや思いを存分に英語で表現しました。生徒たちの挑戦と努力を讃えるとともに、指導者の皆様、そしてご家族でご支援してくださった保護者の皆様のご尽力に感謝申し上げます。

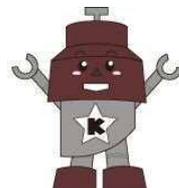
## ◆弁論の部

1位	十二月田中	天野 響	(3年)	県大会出場
2位	幸並中	松尾 紗良	(3年)	県大会出場
2位	附属中	合葉 鴻太	(3年)	県大会出場
3位	東中	豊岡 妃衣	(3年)	
//	青木中	原田 菜花	(3年)	
//	北中	石井 咲羽	(2年)	
//	安行中	永江 萌々音	(3年)	



## ◆暗唱の部

1位	領家中	ヤイ ヨハ ザカ ティン	(3年)
2位	西中	在原 つばさ	(3年)
3位	八幡木中	藤原 友香	(2年)
//	安行中	内藤 姫愛	(3年)
//	南中	小川 未来	(3年)
//	戸塚中	諏訪 吏依沙	(3年)
//	安行東中	深川 怜遠	(3年)



# 令和6年度 第52回川口市児童・生徒・教職員発明創意工夫展

## 発表の部



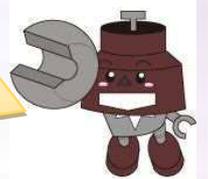
## 表彰式



## 作品展示会

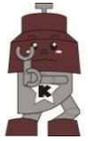
令和6年9月21日(土) 22日(日)  
於：川口市南平文化会館2階展示ホール

本年度も皆様のご協力のおかげで、  
創意工夫のある素晴らしい作品が集ま  
りました。集まった多くの作品の中か  
ら、小学校の部6名、中学校の部6名  
が特選に選ばれました。





# 教職員事故防止強化運動



令和6年10月1日（火）～ 令和6年11月30日（土）

●目的：川口市事故防止における6つの重点課題にふれ、不祥事根絶に向けた自校教職員の当事者意識を高める倫理確立研修や短時間理解研修等に取り組む

## ●川口市事故防止における6つの重点課題

- ①「交通事故防止」
- ②「体罰・暴言の根絶」
- ③「ハラスメントの防止（パワハラ・セクハラ・マタハラ）」
- ④「わいせつ行為の根絶」
- ⑤「公金の適切な取扱い」
- ⑥「個人情報情報の適切な取扱い」

**法令遵守は教育公務員の原則です。**

教職員による交通事故防止に向けた啓発資料として、令和3年度より「STOP 教職員事故」を作成しています。過去の資料も活用し、教職員の当事者意識のさらなる向上に努めてください。

### ●交通事故防止の「あいうえお」

あ	おり運転は犯罪です！ ※十分な車間距離を保ち、安全運転を心がけましょう。
い	そがず、慌てず時間に余裕を！ ※相手に譲る気持ちで行動しましょう。
う	せつや左折が一番危険！ ※自転車・歩行者が来ていないか十分確認しましょう。
え	フリタイム 全集中！ ※スマホを見るなどの「ながら運転」はしません！
お	酒を飲むなら運転しない！ ※という強い意志を持ちましょう。

### ●交通事故防止の「かきくけこ」

か	過信しないで、自分の運転技術！ ★教育公務員としての自覚を忘れずに。
き	厳しい処分につながることも！ ★懲戒処分の基準を確認しておこう。
く	繰り返さない、同じ事故！ ★自校から教職員事故は絶対に起こさない。
け	健康でなければ運転しない！ ★疲れ、寝不足等は事故の要因になります。
こ	心と時間にゆとりをもとう！ ★悩みや考え事も事故の要因になります。

### ●交通事故防止の「さしすせそ」

さ	左右の安全確認を忘れずに！ ★交差点での事故が多いです。
し	シートベルトやヘルメットを着用しよう！ ★命を守る行動をとりましょう。
す	スピードの出し過ぎに注意しよう！ ★法定速度を守りましょう。
せ	前後の安全確認を忘れずに！ ★渋滞中でも油断しません。
そ	想像しよう家族の顔！ ★家族のためにも事故0で！

### ●交通事故防止の「たちつと」

～もしも飲酒による死亡事故を起こしてしまったら～

た	逮捕・拘留されることにより、家族にも辛い役割を負わせてしまいます。世間からも厳しい目が向けられます。
ち	懲戒免職処分になり、収入がなくなり、退職金も一切支給されません。
つ	償いの日々が始まります。被害者やその家族には一生をかけて償い続けなければなりません。
て	テレビや新聞等で実名が報道されることで、家族・知人・学校関係者にも大きな影響を与えます。
と	取り返しのつかない現実が待っています。「なぜ、あのとき酒を飲んでいたのに車を運転してしまったのだろう」と悔やんでも悔やみきれません。

### ●もしも、交通事故が起きてしまったら・・・

- ①自分、家族、相手の命を守る行動をとりましょう。
- ②「このぐらいなら大丈夫」と勝手に判断せず、警察・救急対応を確実にいきましょう。
- ③事故の大小や土日昼夜を問わず、管理職に迅速に報告しましょう。（管理職→市教委）
- ④保険会社への連絡や相手への謝罪が必要であれば、確実に丁寧に行いましょう。

★「自分には関係ない」と考えず、誰にでも、いつでも十分起こりうるという意識をもつことが重要です！そして、事故後の対応も迅速・誠実・丁寧にいきましょう！

